

民営有料職業紹介事業 覚書

本書は職業安定法に基づく民営有料紹介事業に関する覚書として、
(以下「甲」という)とポートスタッフ株式会社(以下「乙」という)との
間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受け取る手数料として、求人受付手数料、一次審査(書類審査など)手数料面接(必要に応じて実施)料およびインターネット上求人広告料は無料とし、「乙」の紹介した求職者を「甲」が採用した場合のみ、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」が「甲」に紹介した採用決定者(求職者)の初年度予定年収(基本給、諸手当、賞与、確定残業代を含む)の最大20%を紹介手数料(消費税別)とする。
「甲」は、その紹介手数料全額を「乙」の指定した方法(銀行振込)にて採用決定者入社月の末日までに支払わなければならない。

第3条 「乙」の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により3ヶ月以内に退職した場合には「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間および割合に応じて、採用決定者(求職者)退職日より14日以内に、返還しなければならない。

・1ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の	80%
・2ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の	65%
・3ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の	50%

但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本覚書は2部作成し、2部とも署名捺印されるものとし、「甲」と「乙」が1部ずつ保有する。
覚書締結日より1年間を有効期間とし、もし本書に定められていない事項について問題が生じた場合は、「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するように努めることとする。

年 月 日

甲

乙

ポートスタッフ株式会社
兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30
代表取締役 長 谷 一 俊

厚生労働大臣許可番号 28-ユ-300473